

令和5年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

名称		任用期間	勤務時間	給与・諸手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤勉手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※給料は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末・勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による ・任用期間によって付与される	○社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険のこと。以下同じ)に加入 ○健康保険、介護保健は公立学校共済組合に、厚生年金保険は年金機構に加入(以下同じ) ○新たに任用される場合で31日以上任用期間がある方は、任用開始以降5ヶ月を経過するまで雇用保険に加入
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日					
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日					
	産休代員、育休代員、退職代員、 初任者に係る短期サポート職員等	配置を必要とする期間					
名称		配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
LD等特別支援		特別な支援や配慮が必要な児童生徒が在籍し、学級経営等が困難な通常学級に対して、教育の充実を図る必要がある学校	週30時間 学級担任や教科担任とTT方式	○1,400円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)	○システムにより申請した給与振込口座への振込	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用がある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入 ○上記に該当しない場合、国民健康保険等に各自で加入 ○週20時間以上かつ31日以上任用がある場合は雇用保険に加入
養護教諭育児短時間勤務後補充		育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週25時間	○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
育児短時間勤務者の後補充	事務職員、 学校栄養職員の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校、または学校給食センター	本務者欠時間+引継時間	○事務職員1,180円～1,340円×勤務した時間数(学校栄養職員は1,100円～1,590円) ※単価は勤務経験により異なる ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
特別支援学級児童生徒の学習支援	当該学級内のT1又は単独授業あり 当該学級内のT1又は単独授業なし	特別支援学級に関する教員一人当たりの児童生徒数が一定数以上で、児童生徒の学習の充実を図るために配置が効果的と認められる学校	週30時間 ①当該学級内でのT1又は単独授業(5コマ8時間以内) ②学級担任や教科担任とTT方式 週30時間 ②学級担任や教科担任とTT方式(単独授業不可)	①1,700円×T1又は単独授業を行った時間数(授業準備等も含め最大5コマ8時間) ②1,400円×①以外の時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
校内サポート教室		不登校(傾向)生徒が常時存在し、サポート教室を設けることで支援が有効に機能すると見込まれる中学校	週25時間	○1,700円×勤務した時間数			
小規模小学校サポート		8学級以下の小規模小学校における学校運営の円滑化、機能化の促進及び教職員の出張や研修等による校務への支障の軽減を図る必要がある小学校		※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)			
学校サポート		さまざまな教育課題へ対応し、教育活動の充実を図る必要がある中学校	週30時間	○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
のぞみ分校(鳥取市立東中学校) いずみ分校(米子市立福生中学校)		学力の向上、問題行動、特別な支援を必要とする生徒への支援等へ対応するため		1			

令和5年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	妊娠中教員体育実技等補助	妊娠中の教員の母体保護と体育実技授業の教育効果の確保を図る	必要に応じて、週2～30時間	○1,700円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇 ※同時に複数校の発令がある場合は、すべての発令が一括で発令されているものとみなして、年次有給休暇の付与計算を行う。	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用がある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入※ ○上記以外の勤務時間の場合、国民健康保険等に各自で加入 ○週20時間以上かつ31日以上任用がある場合は雇用保険に加入※ ※複数校配置の場合は合算して加入の有無を判断
	小規模中学校美術	小規模中学校で全教科の教員を配置することが困難な学校					
	教科補充	小中学校において教科の授業を完全補充することを目的					
	中学校免許外教科担任解消	8学級以下で、免許外教科担任の解消を図る必要があると認める中学校	必要に応じて、1校週2～30時間の範囲				
	初任者研修後補充	県及び市町村教育委員会が企画する初任者研修及び校内研修に関して、授業の補充等が必要な場合で、学校教育の円滑化を図るために特段の希望がある場合、県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて、市町村教育委員会に対して会計年度任用職員を派遣(初任者研修サポート教員の加配配置がある学校を除く。)	(メンター方式) ○年間280時間(授業175時間相当)以内 (一人配置) ○初任者1人あたり年間18日以内 ○1日あたりの勤務時間は7時間45分以内(授業5時間が上限)				
	初任者研修(一人配置校)	初任者の一人配置校に対して、初任者研修の適正な実施のため、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	○1週12時間(授業7時間相当)以内 ○年間360時間(授業210時間相当)以内				
	初任者研修に係る中学校教科指導担当	初任者を配置する中学校において、初任者以外に同じ教科を担当する者がいない場合で、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	1週4時間以内 年間120時間以内				
	新規採用養護教諭研修	新規採用養護教諭の配置された学校を所管する市町村教委の求めに応じて、会計年度任用職員を派遣	○校内研修に係る指導助言は、年間15日以内、1日4時間程度 ○校外研修における後補充は年間15日以内、1日7時間45分				

令和5年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	妊娠中養護(助)教諭業務補助	妊娠中養護教諭の母体保護と保健室運営の効果の確保を図る	○週15時間以内 ○4～6月までの総時間数90時間(6週間)以内	○2,650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病欠休暇 ・特別休暇 ※ただし、年次有給休暇及び私事による負傷・疾病の場合の病欠休暇については、年間48日以上勤務がある場合に限る。 ※同時に複数校の発令がある場合は、すべての発令が一括で発令されているものとみなして、年次有給休暇の付与と計算を行う。	各個人で国民健康保険等に加え ※複数校配置により勤務時間が週20時間以上かつ31日以上任用がある場合は雇用保険に加入
	特別非常勤講師	基本的に、学習指導要領の内容については教員が指導し、発展的な内容について特別非常勤講師が指導するものとして、学校教育の円滑化を図るために特段の希望があり、必要があると認める学校	○教科等別に1校の上限を設定 ○1人あたりの時数、校数の制限なし ○授業担当者とのTT形式が望ましい	○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	小学校外国語・外国語活動支援員	小学校3～6年における外国語・外国語活動において、配置を希望する小学校のうち、教育活動の充実を図るため必要がある学校	○第3・4学年 1学級当たりの上限は20時間 ○第5・6学年 1学級当たりの上限は40時間 ※ただし、複数校勤務の場合は、週30時間を上限とする。	○1,050円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)			
	学校生活適応支援員	学力向上につなげるため、不登校及び問題行動の早期発見・早期対応や未然防止等の生徒指導上の諸問題の解決・改善の充実を図る必要がある小学校	学校ごとの配置時間数による	○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	教員業務支援員	教員の多忙解消・負担軽減等のために配置の必要があると認める学校	週16時間以内又は週20時間以内 (年間上限は560時間又は700時間)	○990円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	スクールカウンセラー	全中学校(拠点校方式)	学校ごとの配置時間数による (複数校に勤務する場合、合計が週30時間以下とする)	○個別単価×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1.03ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			

【小・中・義務教育学校】

臨時的任用職員及び会計年度任用職員(非常勤講師・非常勤職員)任用予定の皆様へ

別紙1

鳥取県教育委員会事務局

◆提出書類・期限等の確認をし、準備してください。提出先は学校です。

任用形態	講師等の種類	辞令交付式 日時・会場	提出書類・期限等							
			任用関係		給料関係			公立学校共済組合関係 (健康保険)	厚生年金	雇用保険関係
			履歴書	※1 教員免許状の写し (各種証明書を含む)	給与口座振込 申請書類	通勤届	扶養控除等 申告書	資格取得届	第三号被扶養者 関係届	※2 雇用保険被保険者番号 の分かるもの
臨時的任用職員	①定数内講師 ②定数内養護助教諭 (①・②は 育休定内含む) ③定数内事務職員 ④定数内学校栄養職員 ⑤講師(代員等) ⑥養護助教諭(代員) ⑦事務職員(代員) ⑧学校栄養職員(代員)	臨時的任用職員及び会計年度任用職員 (非常勤講師・非常勤職員)の辞令交付式 は、実施いたしません。	要提出 学校の指示 を受ける	本県で初めて任用される方又は、任用連絡 の際に別途指示がある方は要提出 ※3	発令後 学校の指示を受け る	該当の場合は、 学校の指示を受け る	要提出 学校の指示を受け る	要提出 学校の指示を受け る	該当の場合は、学校 の指示を受ける	過去に雇用保険加入歴がある 方で、新たに任用される場 合は資格取得手続きの際に 必要(任用開始月以降、5カ 月を経過するまで、雇用保 険に加入する)。 該当の場合は、学校の指示 を受ける
会計年度任用職員 (非常勤講師等)	①特別支援学級支援 ②小規模小学校サポート ③学校サポート ④のぞみ・いずみ分校 ⑤育児短時間勤務後補充(養護教諭・行政職) ⑥妊娠中教員体育実技補助 ⑦小規模中学校美術 ⑧教科補充 ⑨中学校免許外教科担任解消 ⑩妊娠中養護教諭業務補助 ⑪校内サポート教室	辞令は各校で、校長から交付されます。	要提出 学校の指示 を受ける	本県で初めて任用される方又は、任用連絡 の際に別途指示がある方は要提出 ※3	発令後 学校の指示を受け る	該当の場合は、 学校の指示を受け る	該当の場合は、 学校の指示を受け る ※4 ※5	該当の場合は、学校の 指示を受ける	該当の場合は、学校 の指示を受ける	過去に雇用保険加入歴がある 方は、資格取得手続きの 際に必要。 該当の場合は、学校の指示 を受ける

【任用先での提出書類について】

※1 鳥取県で初めて任用される方など任用連絡の際に別途指示がある方は提出してください。
(別途指示がある方の具体例)
(ア)鳥取県東部地区で小学校講師をしていたが、中部地区で小学校講師をすることとなった。
(イ)鳥取県内で特別支援学校の講師をしていたが、小学校講師をすることとなった。
(ウ)新たに中学校教員免許状を取得し、初めて中学校講師をすることとなった。 など

教員免許更新各種証明書には、「更新講習確認証明書」「免許更新講習免除証明書」「修了
確認期限延期証明書」の種類があります。各自の申請状況によって異なりますので、該当の
証明書の写しを提出してください。

※2 雇用保険被保険者番号の分かるもの
…雇用保険被保険者証又は被保険者番号が確認できる書類の写し(被保険者番号が分からない方は、最寄りのハローワークへお尋ねください。)

※3 会計年度任用職員の⑤学校栄養職員の育児短時間勤務後補充(行政職)については、栄養士免許状の写しを提出

※4 県における年末調整を希望する会計年度任用職員(非常勤職員・講師等)については、勤務開始後、給与・勤怠管理システムにより「扶養控除等(異動)申告書」
及び「所得税区分申請」を提出することで、甲欄適用で源泉徴収します。
(収入が県から支給される報酬のみであり、確定申告を行わない予定の者等を想定)

※5 県における年末調整を希望しない会計年度任用職員(非常勤職員・講師等)については、「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」の提出は不要です
が、乙欄適用で源泉徴収します。
(収入が県から支給される報酬以外にもあり、改めて本人で確定申告を行う予定である者等を想定)

☆その他、不明な点がある場合は、所管の教育局学事担当にお尋ねください。3月30日以降は、令和5年度勤務する学校へ直接お尋ねください。